

Weekly Report

第227号
平成25年8月19日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

今年度の地域別最低賃金の引上げ目安

◆25年度の引上げ目安は14円

地域別最低賃金は、生活保護水準との問題などにより引上げが続いていますが、中央最低賃金審議会は今年度の引上げ額について、全国加重平均で14円としました。目安どおりに改定された場合、全国平均で763円となります。

各都道府県の引上げ目安は4ランク(A19円、B12円、C・D10円)に分けて提示しており、東京や大阪など5都府県がAランクとなっています。

今後、各地方最低賃金審議会でこの目安を参考に改定額を審議し、地域別最低賃金額を決定します。

◆地域別最低賃金に関するQ&A

Q. 地域別最低賃金が適用されるのは？

A. 産業や職種、雇用形態にかかわらず、原則として各都道府県内の事業場で働くすべての方に適用されます。ただし、*障害により著しく労働能力の低い方、*試の試用期間中の方、*軽易な業務に従事する方などには減額の特例が認められています。

Q. 通勤手当などを含めて、最低賃金以上であれば大丈夫？

A. 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られるため、通勤手当や家族手当、賞与、時間外割増賃金、深夜割増賃金などは含まれません。

Q. 労働者との合意の上で最低賃金額より低い賃金を定めた場合は？

A. 法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q. 派遣元と派遣先の地域が異なる場合、派遣労働者に適用される最低賃金は？

A. 派遣先の最低賃金が適用されます。

消費者が望む価格表示は「税込表示」

消費税率引上げが実施される場合、価格表示については10月から総額表示義務が緩和され、税抜価格も認められます(誤認防止措置が必要)。

博報堂が行った調査「生活者に聞く価格表示」によると、現在750円(税込)の商品が8%に引上げられた際の表示方法(9パターンから選択)として、「771円(本体714円、消費税57円)」が48.1%で最も支持され、次いで「771円(うち消費税57円)」、「771円(本体価格714円)」と、税込価格がメインの表示が選ばれています。

一方、「税抜714円+税」などの税抜表示は、約2%(3パターンの合計)でした。

目に見えにくい「知的資産」を把握し活用

企業の競争力の源泉は、人材、技術、ノウハウ、組織力、伝統、人脈などの目には見えにくい強みによって生み出されています。このような経営資源を「知的資産」といいます。

知的資産はお客様から選ばれている理由に繋がっていますので、自社の強みを正しく認識し、意識的に活用することが重要となります。

まずは、自社の保有する強みをできる限り書き出し、棚卸しをすることで業績に結びついている知的資産を特定しましょう。